様式第4号（第9条、第13条関係）

丸亀市身体障害者訪問入浴サービス事業利用（変更）却下通知書

第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

（申請者が18歳未満の場合その保護者等）

丸亀市長

　　年　　月　　日に申請された丸亀市身体障害者訪問入浴サービス事業については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

１　却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

１　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

２　　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

丸亀市　　　　　部　　　　　課

住所

電話